

（趣旨）

第1条 この施行規則は、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程（以下「推進規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この施行規則における用語の定義は、推進規程における用語の例による。

（推進会議の権限）

第3条 推進会議は、推進規程第11条に定める対応機関（以下「対応機関」という。）に対し、コンプライアンス違反行為の調査等に関する進捗状況について報告を求めることができる。また推進会議は、その事項を審議し、適切な措置を取るよう勧告することができる。

（個別事案の対応機関）

第4条 対応機関は、その活動状況を定期的に推進会議に報告し、連携を取るよう努めなければならない。

2 対応機関は、推進会議が定めるコンプライアンス推進の基本方針等に従い、それぞれの所掌事項に取り組むものとする。

（定期研修の実施）

第5条 推進規程第12条の研修について、推進会議は、対応機関に対して、研修の企画および立案並びに実施を求めることができる。

（報告及び通報の相談）

第6条 役員および教職員等は、推進規程第14条に基づき、所属長または各対応機関に報告または通報を行うにあたって、事前に法務・コンプライアンス担当に相談し助言を求めることができる。

（法務・コンプライアンス担当の責務）

第7条 法務・コンプライアンス担当は、前条により受けた相談内容について、相談者が適切に対応できるように指導及び助言しなければならない。

2 法務・コンプライアンス担当は、前条による相談内容について、相談者の合意を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。ただし、相談内容が重大なコンプライアンス違反行為に該当した場合は該当する恐れのあるものであり、相談者が指導助言に基づく適切な対応を拒んだときは、法務・コンプライアンス担当は、職権により速やかにその事実を法務担当常務理事に報告することができる。

（所属長等の責務）

第8条 所属長等は、推進規程第14条第1項に基づく報告を受けたときは、次のとおり必要な措置を取らなければならない。

（1）報告された内容について、学校法人大東文化学園懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第2章に定める懲戒事由に該当することが明らかであるときは、所属長等は、懲戒規程第30条または第39条に基づき、学長または理事長に報告する。

（2）報告された内容について、さらに事実確認の調査など、慎重に対応する必要があると判断されるときは、所属長等は、上位職者等と協議の上、法務担当常務理事に報告する。

（特別対策会議）

第9条 法務担当常務理事は、前条第2号に基づく報告があったときは、直ちに学校法人大東文化学園コンプライアンス推進会議規則第4条に定める特別対策会議を開催し、対応策を検討しなければならない。

2 前項の検討により、報告された事項が対応機関の所掌事項であると判断した場合は、法務担当常務理事は、速やかに該当する対応機関の委員長に当該報告事項の調査等を委任しなければならない。ただし、該当する対応機関に委任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

（予備調査の実施）

第10条 法務担当常務理事は、第8条第2号に基づく報告について、事実確認等のために事前の調査

が必要であると判断した場合は、予備調査を実施することができる。

2 予備調査は、法務担当常務理事が、事案に応じて複数名の担当者を指名し、予備調査委員会を設置して行う。

3 予備調査委員会には、必要に応じて、顧問弁護士等の外部委員を加えることができる。

(予備調査の協力)

第11条 役員および教職員等は、予備調査委員会の調査について協力を求められたときには、正当な事由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(事務担当)

第12条 予備調査委員会の事務は、総務課の法務・コンプライアンス担当が行う。

2 予備調査委員会は、調査方法、その他の調査手続きについて、法務・コンプライアンス担当の意見を聞かなければならない。

3 法務・コンプライアンス担当は、予備調査にあたり、調査の客観性及び公平性を確保し、調査の信頼度を高めるとともに法的手続きに基づいた適切な調査が実施されるように指導助言しなければならない。

(事前の確認)

第13条 予備調査に係る推進規程第17条、施行規則第10条、第11条及び前条の規定は、コンプライアンス違反行為に関する報告を受けた所属長等が第8条各号の措置を取るにあたって事実確認等のために直接調査を行うことを妨げない。ただし、調査等を行う場合には、調査対象者の人権等に十分に配慮して行わなければならない。

2 前項の調査については、必要に応じて法務・コンプライアンス担当に相談することができる。

3 前項により相談を受けた場合の、法務・コンプライアンス担当の責務については、第7条に準ずるものとする。

(規則の改廃)

第14条 この規程の改廃は、推進会議の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。